令和5年4月1日改正

一関文化センター利用料金（ホール等）

（単位：円）

利用区分 ＼ 利用時間				午前（9時から正午まで）	午後（1時から5時まで）	夜間（午後6時から午後10時まで）	昼間（午前9時から午後5時まで）	午後夜間（午後1時から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
大ホール	A	入場料金　無料	平日	12,500	17,800	23,000	30,300	40,800	47,100
			土日祝	14,600	22,000	28,200	36,600	50,200	57,600
	B	入場料金　1,000円以下	平日	18,800	26,100	34,500	45,500	61,200	70,700
			土日祝	22,000	33,000	42,400	55,000	75,400	86,400
	C	入場料金　1,001円以上3,000円未満	平日	22,600	32,000	41,400	54,600	73,500	84,800
			土日祝	26,400	39,600	50,900	66,000	90,500	103,700
	D	入場料金　3,000円以上	平日	25,100	35,600	46,000	60,700	81,700	94,200
			土日祝	29,300	44,000	56,500	73,300	100,500	115,200
中ホール	A	入場料金無料	平日	5,000	7,100	9,200	12,100	16,300	18,800
			土日祝	5,800	8,800	11,300	14,600	20,100	23,000
	B	入場料金　1,000円以下	平日	7,500	10,600	13,800	18,200	24,500	28,200
			土日祝	8,800	13,200	16,900	22,000	30,100	34,500
	C	入場料金　1,001円以上3,000円未満	平日	9,000	12,500	16,500	21,700	29,300	33,900
			土日祝	10,500	15,800	20,300	26,400	36,100	41,400
	D	入場料金　3,000円以上	平日	10,000	14,200	18,400	24,300	32,600	37,700
			土日祝	11,700	17,600	22,600	29,300	40,200	46,000
展示室	A	入場料金を徴収しない場合又は入場料金　500円以下		3,100	4,100	5,200	7,300	9,400	10,400
	B	入場料金　501円以上1,000円未満		4,700	6,200	7,800	11,000	14,100	15,700
	C	入場料金1,000円以上		5,600	7,500	9,400	13,200	16,900	18,800
	D	営利を目的とした展示販売		6,200	8,300	10,400	14,600	18,800	20,900
小ホール	営利目的以外のもの			1,800	2,500	3,100	4,400	5,600	6,200
	営利を目的としたもの			3,700	5,000	6,200	8,800	11,300	12,500
大ホール楽屋　1				500	600	700	1,100	1,300	1,600
〃　2				300	400	500	700	900	1,100
〃　3				300	400	500	700	900	1,100
〃　4				500	600	700	1,100	1,300	1,600
〃　5				500	600	700	1,100	1,300	1,600
リハーサル室	営利目的以外のもの			400	500	600	900	1,100	1,300
	営利を目的としたもの			800	1,000	1,200	1,800	2,300	2,700
中ホール楽屋　1				300	400	500	700	900	1,100
〃　2				400	500	600	900	1,100	1,300
〃　3				400	500	600	900	1,100	1,300
〃　4				500	600	700	1,100	1,300	1,600
楽屋事務室				300	400	500	700	900	1,100
主催者控室　1				400	500	600	900	1,100	1,300
〃　2				300	400	500	700	900	1,100
その他の場所(広場を含む)				規則で定める利用料金					

備考
1　「入場料金を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
2　大ホール、中ホール及び展示室において、入場料金を徴収する場合、その入場料金が2種以上に定められているときは、その最高の額を基準として算定する。
3　入場料金を徴収しないが商品の宣伝、展示即売等営利を目的として大ホール及び中ホールを利用する場合の利用料金は、A欄の利用料金の額の2倍に相当する額とする。
4　大ホール及び中ホールの舞台を専ら練習又は準備のため利用する場合(公演日を除く。)の利用料金は、A欄の5割に相当する額とする。
5　楽屋の利用は、大ホール及び中ホールを利用する場合に限る。
6　利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合の利用料金は、その超える時間1時間につき、次のとおり算出した額を別に徴収する。
⑴　午前9時前の場合は、午前9時から正午までの利用料金の1時間当たりの額に100分の125を乗じて得た額(100円未満の端数は切り上げる。)とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数があって、その端数が30分以下の場合は算出した額の2分の1の額とし、30分を超える場合は1時間とみなして算出した額とする。
⑵　正午から午後1時までの場合は、午後1時から午後5時までの利用料金の1時間当たりの額(100円未満の端数は切り上げる。)とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数がある場合は1時間とみなして算出した額とする。
⑶　午後5時から午後6時までの場合は、午後6時から午後10時までの利用料金の1時間当たりの額(100円未満の端数は切り上げる。)とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数がある場合は1時間とみなして算出した額とする。
⑷　午後10時以降の場合は、午後6時から午後10時までの利用料金の1時間当たりの額に100分の150を乗じて得た額(100円未満の端数は切り上げる。)とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数がある場合は1時間とみなして算出した額とする。
7　冷暖房を利用する場合及び電気器具等を持込使用するときは、それぞれ実費を基準として、規則で定める利用料金を別に徴収する。